

学位申請に関する注意事項
(令和4年度後期学位申請用)

学位の申請にあたっては、最新の「学位申請の手引き」を遵守するとともに、以下の各項についても確認をすること。

申請期間

令和4年10月4日(火)～11月1日(火)

ただし、単位取得満期退学者の課程博士の学位申請に関しては、上記期間に加え、9月26日(月)～9月29日(木)についても申請を受け付ける。

※事前予約制。希望日の3日前(休祝日を除く)までに教育研修支援課大学院医学研究科博士課程担当に連絡をとり予約をすること。

<重要>学位論文について

「学位申請の手引き」記載の「学位論文の条件」の1つである、「学位論文は、申請者が大学院博士課程の間(論文博士の場合は本学在籍中)に指導教員による指導のもとで行われた研究内容が、記述されていること。」を厳守すること。

「参考資料」の「指導教員」欄への記名捺印や、学位論文の謝辞に指導教員の氏名が記載されているだけでは不十分である。

学位論文の内容の主となった原著論文の最終著者(last author)が指導教員である、学位論文の本文中に研究への具体的な関与が記述されている等、指導実態が分かる必要がある。

学位記の氏名表記について

旧姓表記による学位記を希望する者は、「学位申請の手引き」ではなく、「令和4年度後期の医学(博士)の学位申請に係る旧姓取り扱いについて(通知)」に記載された内容に従うこと。

チェックリストに関すること

- ・令和4年度後期学位申請用のチェックリストを印刷し、必要事項を記入の上申請書類と一緒に提出すること。
- ・課程博士用、論文博士用があるので該当するものを使用すること。

学位申請全般に関すること

- ・「参考資料」に記入する「希望する学位論文審査委員」は、「令和4年度学位論文審査委員

名簿」から選出すること。

- ・申請期限を超過してからの申請は認めない。
- ・申請にあたって提出された書類はその場で確認を行い、不備があるものは受理しない。そのため、申請期限までに不備の修正が間に合わないことがないようにすること。軽微な修正をその場で行う場合があるので、ボールペン及び訂正印を持参すること。

早期修了に関すること

- ・大学院生で3年もしくは3年6か月での修了を希望する場合、学位申請の前に早期修了の承認を得ていること。仮に早期修了の要件を満たしていても、承認を得ていなければ早期修了にはならない。
- ・詳細は「学位申請の手引き」を確認すること。

提出書類に関すること

- ・「論文内容要旨」「原著論文」はデータでも提出する必要がある。申請時に USB メモリに入れて持参すること。その場でデータコピー後、USB メモリは返却する。
※「論文内容要旨」(Word 形式)を Mac で作成した場合、Windows で開いた際にフォントやレイアウトが変わらないよう注意すること。また、「原著論文」は PDF 形式とする。
- ・研究協力者の同意書は原本を提出すること。
- ・インターネット公表確認書、公表可否が分かる資料は全員提出。公表不可の場合、学位論文要約公開申請書もあわせて提出する。

学位論文に関すること

- ・学術雑誌に掲載された原著論文の reprint は、学位論文として受理しない。学位論文は審査の過程で往々にして修正を求められるため、Word など編集可能な形式で作成の上、提出すること。
- ・学位論文は、申請者が大学院博士課程の間(論文博士の場合は本学在籍中)に指導教員による指導のもとで行われた研究内容が、記述されている必要がある。特に論文博士での申請を検討している場合、本学着任前の研究や学外での研究でこの条件を満たさないことがあるので、注意すること。
- ・提出する学位論文が研究倫理に反することのないよう、所属講座で必ず確認のうえ申請を行うこと。

課程博士の学位申請に関すること

- ・大学院セミナーの履修票について、教育研修支援課に未提出のものがある場合、学位申請の前に速やかに提出すること。

- ・ 所定の単位の修得状況を、FMU PASSPORT で確認の上で申請すること。
- ・ 学位授与申請は在学3年以上であれば可能だが、学位授与には在学期間が4年必要となるため、それまでは在学する必要がある（早期修了が認められたものを除く）。
- ・ 在学期間には休学期間を含まない。
- ・ 単位取得満期退学者は、退学から2年間は課程博士として学位申請が可能。

論文博士の学位申請に関すること

- ・ 学位申請に必要な医学研究歴のうち、学外のものについては原則として大学院医学研究科委員会での承認が必要となる。
学位申請の手引きを参考に、学位申請前に所定の手続きを行い、承認を得ること。
- ・ 学位審査料を納入するための払込取扱票は教育研修支援課で配布している。

その他

- ・ 疑義がある場合には速やかに教育研修支援課に問い合わせること。申請期限直前に問い合わせた結果、申請が期限までに間に合わなくなったとしても大学院医学研究科及び事務局では責任を負いかねる。
- ・ 申請から学位授与予定（3月）までの間に、婚姻等で氏名の変更を予定している場合、申請時点で教育研修支援課に連絡すること。